

公 示

令和5年度第1回動力車操縦者試験の施行について	… 2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案	… 5

公 示

令和5年度第1回動力車操縦者試験の施行について

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和31年運輸省令第43号。以下「省令」という。）第10条第2項の規定により、令和5年度第1回動力車操縦者試験について、下記のとおり公示する。

令和5年7月3日

関東運輸局長
新 田 慎 二



記

1. 試験を行う運転免許の種類

- (1) 身体検査、適性検査及び筆記試験
甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許
- (2) 技能試験
甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許

2. 試験の施行及び期日

- (1) 身体検査
省令第8条の2による別表2の上欄に掲げる項目について医師の診断書を運転免許申請書とともに提出し、その診断書により検査する。
なお、次の筆記試験及び適性検査は、身体検査に合格した者に対してこれを行う。
- (2) 筆記試験
令和5年9月7日（木） 9時45分から
- (3) 適性検査
令和5年9月7日（木） 13時40分から
- (4) 技能試験
技能試験は、身体検査、適性検査及び筆記試験に合格した者に対して行い、期日については、受験者が所属する事業者を通じて通知する。

3. 試験施行の場所

(1) 筆記試験及び適性検査

関東運輸局

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 技能試験

技能試験は受験者が所属する事業者において実施する。具体的な線区等については、受験者が所属する事業者を通じて別途通知する。

4. 受験の際の携行品及びその他注意事項

(1) 受験票及び筆記用具を持参すること。なお、HBの鉛筆は必ず持参すること。

(2) 矯正眼鏡が必要な者にとっては、矯正眼鏡を持参すること。

5. 運転免許の申請

(1) 申請書類

ア. 省令第5条第3項に定める第1号の2様式による申請書1通

イ. 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあっては、国籍、氏名、生年月日及び性別を証する本国領事官の証明書。但し、本国領事官の証明書を提出できない者にとっては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）1通

ウ. 申請前6か月以内に撮影した申請者の写真2枚

（注）写真は無帽、正面、上3分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの大きさのものを2枚で、必ず裏面に氏名、生年月日及び所属事業者を記載すること。

エ. 省令第9条第1項の規定により試験の一部又は全部の免除を受けようとする者は、免除を受けることができることを証明する書類

オ. 身体検査を必要とする者は、省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目についての医師の診断書

(2) 申請書類の受付期間

令和5年7月7日（金）～令和5年8月8日（火）

月～金（祝祭日を除く）9：30～18：15

(3) 申請書類の提出先

関東運輸局鉄道部安全指導課

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎17階

電話番号 045-211-7240

6. 合格基準

(1) 身体検査

省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目について行い、その合格基準は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(2) 適性検査

クレペリン検査及び反応速度検査により実施する。なお、合格基準は、クレペリン検査については曲線類型 a、a'、a'～a'f、a'f、a'f～Fa、b、b'、b'f のいずれかであることとし、反応速度検査（機敏性検査）については正答数の評点3以上且つ誤答数の評点3以上とする。

(3) 筆記試験

動力車の操縦に関する法令に係る科目を10問題200点満点とし120点以上、動力車の構造及び機能に関する科目並びに安全に関する基本的事項及び運転理論に関する科目を併せて10問題200点満点とし120点以上を合格点とする。

(4) 技能試験

省令第8条の5に定める事項について実施し、事項毎に100点満点とし、60点以上を合格点とする。

7. 技能試験において使用する車両等

(1) 受験者が所属する事業者（その事業者が同意した場合は受験者が所属する事業者以外の事業者であっても可）は、運転免許申請書を提出した運輸局の管内において、受けようとする運転免許の種類に必要の鉄道施設又は軌道施設及び車両（鉄道事業法による許可を受けた鉄道事業に使用するもの又は軌道法による特許を受けた運輸事業に使用するものに限る。）並びに運輸局が別途指示するものを自己の負担において準備すること。これらが準備できない場合は、技能試験を実施しない。この場合であっても運転免許手数料は返還しない。

(2) 技能試験中の安全確保は、上記（1）の車両等を準備した事業者が行うこと。

8. 運転免許手数料

(1) 運転免許手数料は省令第22条に定めるとおりであり、運転免許手数料の額に相当する収入印紙を運転免許申請書に貼付し、納付すること。

収入印紙により納付する場合、収入印紙は消印しないこと。

(2) 運転免許申請書を受理した後は、運転免許手数料は返還しない。

9. 合格者の発表方法

合格者の発表は、技能試験の合格者に対して連絡することにより行う。

10. 試験に関する問い合わせ先

関東運輸局鉄道部安全指導課

電話番号 045-211-7240

月～金（祝祭日を除く） 9：30～18：15

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請に関する事案

道路運送法施行規則第55条及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2 事案の件名及びその番号
 - 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
 - 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項
- 令和5年7月13日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案

番号 要請・申請者 事案の概要（1. 要請・申請期間 2. 運賃適用地域名 3. 要請・申請概要）

23B14号 栃木県地区 法人タクシー事業者 65者

1. 令和5年4月17日～令和5年7月16日
2. 栃木県地区
3. 運賃改定要請の概要

以下(別紙)のとおり

1. 要請期間 令和5年4月17日～令和5年7月16日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請状況(令和5年7月5日時点)

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型	大型	普通	計(A)
法人	65 者	46 両	17 両	1,251 両	1,314 両

地区全体の 車両数(B)
1,653 両

要請車両数割合 (A÷B)×100
79.49 %

3. 要請における所要増収率 18.2%～32.9%

4. 要請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
		距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通	1	0.80 km	500 円	210 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,050 円	30 分	4,050 円
	2	0.82 km	500 円	205 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,050 円	30 分	4,050 円
	3	0.83 km	500 円	205 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,050 円	30 分	4,050 円
	4	0.85 km	500 円	220 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,050 円	30 分	4,050 円
	5	0.89 km	500 円	220 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,050 円	30 分	4,050 円
	6	0.91 km	500 円	210 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,050 円	30 分	4,050 円
	7	0.91 km	500 円	225 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,050 円	30 分	4,050 円
	8	0.92 km	500 円	225 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,050 円	30 分	4,050 円
	9	0.95 km	500 円	225 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,050 円	30 分	4,050 円

○参考(現行運賃)

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
		距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車		1.1 km	500 円	271 m	100 円	100 秒	100 円	30 分	3,380 円	30 分	3,380 円

5. 現行運賃改定

令和2年11月25日公示(令和2年12月25日実施)